

浜松光電株式会社

グリーン調達基準書

作成 ISO 委員会

文書番号	KS102	承認	確認	作成
版数	第 19 版			
発行日	2025.04.30			



浜松光電株式会社

I. 環境方針

1. 環境理念

当社は、利害関係者との密接な活動を通し、自然環境と事業活動との調和を図り環境に配慮した製品を提供することで、低炭素社会の実現に寄与する。

2. 環境方針

- 1) 国内外の環境法規制、各種条例、及び利害関係者と同意したその他の要求事項を順守し、信頼、信用を構築します。
- 2) 環境側面のリスクと機会に取り組むことで、汚染の未然防止、気候変動の配慮を図ります。
- 3) プロセスの継続的改善により、使用する資源・エネルギーを低減し、廃棄物の削減を図ります。
- 4) 環境教育を通し当社で働く人々の理解と認識を深め、環境保護に努めます。
- 5) ライフサイクルの視点に立ち、環境に配慮した製品設計、資材調達、生産活動を行います。
- 6) 環境方針は状況変化に則し、その適切性を定期的にレビューします。
- 7) この環境方針は、社内全体に周知すると共に社外にも公開します。

Ⅱ．環境管理物質 管理基準（本文）

1. 目的

この文書は浜松光電株式会社の製品を構成する部品・材料等に含有される化学物質（環境管理物質）について、使用を禁止する物質、管理を必要とする物質を明確にし、地球環境保全、法規制遵守することを目的とする。

尚、本文書は、毎年4月にレビューを行う。

2. 適用範囲

2-1. 製品

- 1) 当社で設計・製造し、販売または頒布する製品
- 2) 当社が第三者へ設計・製造を委託し、当社の商標を付して販売または頒布する製品

2-2. 部品・材料

当社が設計・製造する製品または設計・製造委託する製品を構成する部品・材料

〈対象部品・材料 例〉

- ・材料…電子部品、半導体、機構部品、プリント配線板、ネジなど
- ・半製品…モジュール、アッセンブリ、ユニットなど
- ・副資材…はんだ材料、テープ、接着剤、充填材、離型剤、洗浄剤など

2-3. 納入品を梱包する材料

生産者から使用者へ原材料から加工品に至る物品を「入れる」、「保護する」、「取り扱う」、「配送する」、「授与する」ために使用される、あらゆる種類のあらゆる材料および部品から出来た製品。

〈対象梱包用部品・材料 例〉

- ・トレイ、リール、スティック、ラベル、袋、ダンボール、緩衝材、テープ、インキなど

〈対象に含まれない梱包用部品・材料 例〉

- ・輸送業者または納入業者の管理下にあつて当社または当社顧客から排出されることなく、回収・再使用される通函など

3. グリーン調達の方

- 1) 当社は、環境に配慮した製品を社会に提供するため、環境負荷の低減に配慮されている納入部材を優先します。
- 2) 化学物質に関しては、当社の要求事項を遵守すること。
- 3) 納入品を梱包する材料においても、ライフサイクルの視点から、環境負荷影響が少ない梱包形態を考慮すること。

4. 用語の定義

1) 環境管理物質

製品および部品・材料に含有される物質のうち、法規制等や顧客からの管理要請などにより当社が管理基準を設定し管理する物質。「禁止物質」と「管理物質」に区分する。

2) 禁止物質

法規制等により製造や輸入が禁止されている物質で、当社製品を構成する部品・材料への一切の含有や製造工程における使用を禁止する物質。

3) 管理物質

使用を禁止する物質ではないが、使用実態を把握し、リサイクル、健康、安全衛生、適正処理等を考慮すべき物質。

4) 含有

意図的であるか否かを問わず、製品を構成する部品または材料に物質が添加、充填、混入または付着する事をいう。また、製造工程において意図せずに混入、付着する場合を含む。

5) 含有濃度

均質材料（ホモジニアスな材料）の質量を分母とした濃度とする。尚、均質材料とは機械的に異なる材料に分解できない材料をいう。また、質量は揮発成分を除いた質量とする。

6) 不純物

天然資源中に含有され工業的な製造過程において技術的に除去しきれない物質、及び合成反応の過程で未反応などにより生じ、技術的に除去しきれない物質をいう。

5. 管理基準

5-1. 禁止物質

意図的添加が無く、かつ不純物としての含有濃度が規制値未満である物質。

表 1 禁止物質

No.	物質群		当社規制値	
1	アスベスト類		意図的添加	
2	特定アミンを形成するアゾ染料、顔料		特定アミンとして 30mg/kg (30ppm) 未満	※1
3	カドミウム及びその化合物	包装用材料	梱包用材料中の 100ppm 未満	※2
		上記以外	均質材料中の 100ppm 未満	
4	六価クロム化合物	包装用材料	梱包用材料中の 100ppm 未満	※2
		上記以外	均質材料中の 1000ppm 未満	
5	鉛及びその化合物	樹脂(ゴム含)、塗料、インキ 注：電線・ケーブル・コート ^① の被覆材は樹脂に含まれる	表面被覆材中の 300ppm 未満	
		包装用材料	梱包用材料中の 100ppm 未満	※2
		上記以外	均質材料中の 1000ppm 未満	
6	水銀及びその化合物	包装用材料	梱包用材料中の 100ppm 未満	※2
		上記以外	均質材料中の 1000ppm 未満	

表 1 禁止物質（続き）

No.	物質群		当社規制値	
7	オゾン層破壊物質		意図的添加	※3
8	ポリ臭化ビフェニル類（PBB 類）		均質材料中の 1000ppm 未満	
9	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE 類） （DecaBDE を含む）		均質材料中の 1000ppm 未満	
10	ポリ塩化ビフェニル類（PCB 類）		意図的添加	
11	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が 1 以上）		意図的添加	
12	放射性物質		意図的添加	
13	短鎖型塩化パラフィン（C10-13）		意図的添加	
14	三置換有機スズ化合物 （トリブチルスズ（TBT）、酸化トリブチルスズ（TBT0）、トリフェニルスズ（TPT）を含む）		意図的添加または部品中のスズ元素に対し 1000ppm 未満	※5
15	ホルムアルデヒド	独化学品禁止規則 デンマーク ホルムアルデヒド規制	気中濃度 0.1ppm 未満（チャンバー法） パーティクルボード 100g あたり 6.5mg 以下 繊維板 100g あたり 7.0mg 以下 パーティクルボード、繊維板 100g あたり 8.0mg 以下（パーフォレータ法） 平均 0.5mg/L 以下（デシケータ法）	※4
16	ポリ塩化ビニール（PVC） 及びその混合物、その共重合体		意図的添加	※6
17	酸化ベリリウム		部品中の 1000ppm 未満	
18	ペルフルオロオクタンスルホン酸（塩を含む）PFOS		意図的添加または材料中の 1000ppm 未満	
19	特定ベンゾトリアゾール		意図的添加または成形品中の 1000ppm 未満	
20	塩化コバルト		意図的添加	
21	ジブチルスズ化合物（DBT）		部品中のスズ元素に対し 1000ppm 未満	※5
22	ジブチルスズ化合物（DOT）		部品中のスズ元素に対し 1000ppm 未満	※5 ※7
23	ポリ塩化ターフェニル類（PCT 類）		材料中の 50ppm 未満	
24	フマル酸ジメチル（DMF）		部品中の 0.1ppm 未満	
25	多環芳香族炭化水素（PAH）		プラスチックまたはゴム部品中の 1ppm 未満	※8
26	ヘキサブROMシクロデカン（HBCDD）		意図的添加または成形品中の 100ppm 未満	
27	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（DEHP）		均質材料中の 1000ppm 未満	
28	フタル酸ブチルベンジル（BBP）		均質材料中の 1000ppm 未満	
29	フタル酸ジ-n-ブチル（DBP）		均質材料中の 1000ppm 未満	
30	フタル酸ジイソブチル（DIBP）		均質材料中の 1000ppm 未満	
31	ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及び PFOA 関連物質		PFOA とその塩 25ppb 未満 関連物質 1ppm 未満	

表 1 禁止物質（続き）

No.	物質群	当社規制値	
32	米国 TSCA PBT 規制物質 ・ 2, 4, 6 トリ tert ブチルフェノール ・ リン酸トリス（イソプロピルフェニル PIP(3:1)） ・ ペンタクロロフェノール（PCTP） ・ ヘキサクロロブタジエン（HCBd） ・ デカブROMジフェニルエーテル（DecaBDE）	使用禁止	
33	ペルフルオロヘキサン-1-スルホン酸（PFHxS）とその塩及び関連物質	意図的添加	
34	1, 6, 7, 8, 9, 14, 15, 16, 17, 17, 18, 18-トデカクロロペンタシクロ[12. 2. 1. 16, 9. 02, 13. 05, 10]オクタデカ-7, 15-ジエン（デクロランプラス）	意図的添加	
35	（C9-C14）ペルフルオロカルボン酸（PFCAs）とその塩及び関連物質	PFCAs とその塩 25ppb 未満 関連物質の合計 260ppb 未満	
36	長鎖（C9-C21）ペルフルオロカルボン酸（PFCAs）とその塩及び関連物質	意図的添加	
37	ヘキサクロベンゼン	意図的添加または成形品中の 10ppm 未満	
38	UV-328	意図的添加	

※1：人の皮膚または口腔に直接かつ長時間接触する可能性が有るものを規制対象とする。
形成されてはならない特定アミンは表 2 に記す。

※2：包装用材料を構成する均質材料（例えば、樹脂、インキ、塗料）毎で、カドミウム、六価クロム、鉛、水銀の重金属含有総計量を重量比で 100ppm 未満。

※3：対象となるオゾン層破壊物質はオゾン層保護法による。

※4：それぞれの法律で定められた試験方法（チャンバー法、パーフォレータ法、デシケータ法）に準じる。

※5：金属スズ、スズ合金、スズめっき、スズの無機化合物は該当しない。

※6：安全性など品質が保てない場合、調達面で困難な場合、法規制などで材料が指定されている場合、顧客からの指定品については適用除外とする。

※7：皮膚に接触する用途、及び 2 成分室温硬化モールドキット（RTV2-モールドキット）用途を対象とする。

※8：人の皮膚または口腔内に直接、長時間または短期間で繰り返し接触するゴムまたはプラスチック部品中に 1ppm を超える含有がある場合

表 2 形成されてはならない特定アミン

CAS No.	物質名	CAS No.	物質名
60-09-3	4-アミノアニソール	101-14-4	4, 4'-メチレンビス-(2-クロロアニリン)
90-04-0	o-アニジジン	101-77-9	4, 4'-ジアニジニルフェニルメタン
91-59-8	2-ナフチルアミン	101-80-4	4, 4'-オキシジアニリン
91-94-1	3, 3'-ジクロロベンジジン	106-47-8	p-クロロアニリン
92-67-1	4-アニジニルフェニル	119-90-4	3, 3'-ジメチルベンジジン
92-87-5	ベンジジン	119-93-7	3, 3'-ジメチルベンジジン
95-53-4	o-トルイジン	120-71-8	p-クレイジン
95-69-2	4-クロロ-o-トルイジン	137-17-7	2, 4, 5-トリメチルアニリン

表 2 形成されてはならない特定アミン（続き）

CAS No.	物質名	CAS No.	物質名
95-80-7	2, 4-トルエンジアミン	139-65-1	4, 4'-チオジアニリン
97-56-3	o-アミノアゾトルエン	615-05-4	2, 4-ジアニリアニソール
99-55-8	5-ニトロ-o-トルイジン	838-88-0	3, 3'-ジメチル-4, 4'-ジアニジフェニルメタン

5-2. 適用除外

下記の項目は当基準において適用除外とする。

- 1) 当社の顧客から材料指定された用途、使用しなければ安全性などの品質が保てない用途等で、当社が使用を認めるもの。
- 2) RoHS 指令(2011/65/EU)で適用除外を受ける用途（表 3 に代表例を抜粋）。
なお適用除外については欧州委員会でも適宜更新されており、詳細、使用期限については原文を優先する。
- 3) RoHS 指令(2011/65/EU)のうち医療機器(カテゴリ 8)及び、監視および制御機器(カテゴリ 9)に特化した第 4(1)条の制限から除外される用途。
- 4) フィルム、紙、刷版に使用される写真用コーティング剤、フォトグラフィープロセス用のフォトレジスト又は反射防止用コーティング剤に使用されるペルフルオロオクタンスルホン酸（塩を含む）。

上記に記載されていない適用除外については法規制を参照する。

表 3 RoHS 適用除外例（代表例を抜粋）

	RoHS 適用除外例
6(a) -I	機械用鉄合金に含まれる 0.35wt%以下の鉛、亜鉛めっき鋼に含まれる 0.20wt%の鉛
6(b) -I	鉛含有のアルミニウムスクラップ ^o のリサイクルから生じたアルミニウム合金に含まれる 0.4wt%以下の鉛
6(b) -II	加工用途のアルミニウム合金に含まれる 0.4wt%以下の鉛
6(c)	鉛含有量が 4wt%までの銅合金
7(a)	高融点 ^o はんだに含まれる鉛（含有率が 85wt%以上の鉛合金）
7(c)-I	コンデンサ内の誘電体セラミック以外のガラス中またはセラミック中に鉛を含む電気電子部品（例：圧電素子）、もしくはガラスまたはセラミックを母体とする化合物中に鉛を含む電気電子部品
7(c)-II	定格電圧が AC125V または DC250V またはそれ以上のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛
8(b) -I	以下の用途に使用された電気接点中のカドミウムおよびその化合物 ーブレーカー ー熱感知制御装置 ーサーマルモータ ^o プロテクタ（密閉型サーマルモータ ^o プロテクタを除く） ー定格 AC スイッチ ーAC250V6A 以上 ーAC125V12A 以上 ー定格 DC スイッチ DC18V20A 以上 ー電圧供給周波数 200Hz 以上使用するスイッチ

表 3 RoHS 適用除外例 (代表例を抜粋) (続き)

	RoHS 適用除外例
13(a)	光学機器に使われる白色ガラスに含まれる鉛
13(b) -I	イオン着色された光学フィルターガラスに含まれる鉛
13(b) -II	ストライキング 光学フィルターガラスに含まれるカドミウム。この表 3 の 39(a) に該当する用途は除く。
13(b) -III	反射率標準に使用される釉薬に含まれるカドミウムと鉛
15(a)	少なくとも次の基準のうちの一つに適用される IC フリップチップパッケージの半導体ダイとキャリア間の電気接続用はんだ中の鉛 - 90nm 半導体テクノロジーノード以上 - いずれの半導体テクノロジーノードにおいても 300mm ² 以上の単一のダイ - 300mm ² 以上のダイか 300mm ² 以上のシリコンインターポージャーを有する積層ダイパッケージ
18(b)	BSP 等の蛍光体を含む日焼け用ランプとして使用される放電ランプの蛍光粉体の活性剤としての鉛(1wt%以下)
18(b) -I	医療用光線療法機器で使用される場合、BSP 等の蛍光体を含む放電ランプの蛍光粉末(1wt%以下の鉛)中の活性剤としての鉛
24	機械加工通し穴付き円盤状及び平面アルセラミック多層コンデンサへのはんだ付け用はんだに含まれる鉛
29	理事会指令 69/493/EEC の付属書 I (カテゴリー 1, 2, 3 及び 4) で定義されているクリスタルガラスに含まれる鉛
32	アルゴン・クリプトンレーザ管のウイントウ組立部品を形成するために用いられるシールフリット中の酸化鉛
34	サメットを主構成要素とするトランジスタ電位差計構成部品中の鉛
39(a)	ディスプレイ照明に使用されるカドミウム系半導体ナノクリスタル量子ドットのダウンスフトにおけるセレン化カドミウム (ディスプレイスクリーン 1mm ² 当たり 0.2 μ g 未満のカドミウム)

5-3. 管理物質

使用実態を把握し、リサイクル、健康、安全衛生、適正処理等を考慮すべき物質。

対象とする管理物質は、意図的な使用を制限するものではなく、使用の有無及び含有濃度についてデータを把握すべき物質である。対象とする管理物質について「意図的使用」あるいは、「含有が既知である」場合を把握対象とする。「含有が既知である」とは、「原材料メーカーから管理対象物質を含有しているとの情報提供を受けた」、「何らかの方法で含有しているデータを確認した」ことを指す。尚、部品の納入者が輸送・保護に用いる包装材は、法的対応等が必要となる場合を除き「管理物質」含有報告の対象としない。(禁止物質は対象となる)

※REACH 規則の対象となる部品を包装材と共に EU に輸出する場合は報告対象となる。

本指針における管理物質は、表 4 に示す法規制、業界標準等に収載された物質を対象とする。

尚、これらの物質はアーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP) が規定する「chemSHERPA 管理対象物質 Ver (最新版)」の対象物質から、本指針で規定する禁止物質を除いた物質に相当する。

表 4 管理物質の法規制、業界標準

対象法規制、業界標準	備 考
日本 化審法 (第一種特定化学物質)	本指針で規定の禁止物質を除く
日本 化管法 (第一種指定化学物質、第二種指定化学物質)	本指針で規定の禁止物質を除く
米国 有害物質規制法 (Toxic Substances Control Act: TSCA) 使用禁止または制限の対象物質 (第 6 条)	本指針で規定の禁止物質を除く
EU ELV 指令	本指針で規定の禁止物質を除く
EU RoHS 指令	本指針で規定の禁止物質を除く
EU POPs 規則	本指針で規定の禁止物質を除く

表 4 管理物質の法規制、業界標準（続き）

対象法規制、業界標準	備考
EU REACH 規則 Candidate List of SVHC for <u>Authorisation</u> (認可対象候補物質) および ANNEX XIV(認可対象物質)	本指針で規定の禁止物質を除く
EU REACH 規則 ANNEX XVII(制限対象物質)	本指針で規定の禁止物質を除く
Global Automotive Declarable Substance List(GADSL)	
IEC62474 DB Declarable substance groups and declarable substances	本指針で規定の禁止物質を除く

本基準で規定する「禁止物質」、「管理物質」の法規制、業界標準毎の例示物質は、次の文書およびリストの最新版を利用すること。

「chemSHERPA 管理対象物質説明書」

調査物質の揮発成分を含まない。

5-4. 含有情報の記載方法

入手する禁止物質等の含有情報、分析データには最大値が記載されること。

【 改 訂 履 歴 】

版数	改訂年月日	改 訂 内 容
初版	2004. 12. 27	
第 2 版	2005. 09. 22	構成部位事例の追加
第 3 版	2005. 12. 01	別表の制限物質、禁止物質の整合、語句訂正
第 4 版	2006. 08. 29	分析方法一覧表の追加 Cd の許容値を 75ppm に変更（JGPSSI 基準に統一）、 調査対象及び管理物質から Mg、Au、Ag、Cu、Pd を削除（JGPSSI 基準に統一）
第 5 版	2006. 11. 01	全面改訂
第 6 版	2006. 12. 20	オゾン層破壊物質（HCFC 以外）例示物質表追記、 適用除外項目追加
第 7 版	2009. 04. 30	禁止物質追加（ベリリウム及びその化合物、PFOS、特定ベンゾトリアゾール、塩化コバルト） Cd の許容値を 100ppm に変更、※5 として不純物の閾値を追加 管理物質の詳細説明追加及びリストの内容変更 適用除外項目追加
第 8 版	2010. 03. 20	PVC の適用除外項目を追加 例示物質の参照を最新版とした
第 9 版	2012. 02. 20	トリブチルスズ（TBT）、トリフェニルスズ（TPT）を三置換有機スズ化合物に変更および許容値を変更 禁止物質追加（ジブチルスズ化合物、ジブチルスズ化合物） 適用除外項目の追加・修正 管理物質のリストの内容変更 分析データに関する文言追加
第 10 版	2016. 08. 31	I. 環境方針訂正 1. 目的：文言追加 4-1. 禁止物質：カドミウムの樹脂規制削除、鉛の樹脂規制の文言修正、六価クロム化合物に訂正、ポリ臭化ジフェニルエーテル類に（Deca-BDE を含む）を追加、ホルムアルデヒド法令名訂正、酸化ベリリウムに訂正、ポリ塩化ターフェニル類追加、フタル酸ジメチル追加、多環芳香族炭水化物追加、ヘキサブロモシクロデカン追加、ベンゼンアミン、N-フェニル、スチレン及び 2, 4, 4-トリメチルペンテンとの反応生成物追加、フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) 追加、フタル酸ブチルベンジル追加、フタル酸ジ-n-ブチル追加、フタル酸ジイソブチル追加、ポリ塩化ビニルの適用除外追加、ジブチルスズ化合物の適用範囲を変更 4-2. 適用除外：全面改訂 4-3. 管理物質：法規制、業界標準の追加・訂正
第 11 版	2017. 04. 03	文書番号の変更 EWR0008→KS102 I. 環境方針改訂 4-3. 管理物質：法規制、業界標準の追加・訂正 例示物質の対象に「chemSHERPA」を追加
第 12 版	2018. 04. 30	4-1. 禁止物質：多環芳香族炭化水素（PAH）の規制範囲変更 4-3. 管理物質：法規制、業界標準を「chemSHERPA」に準拠し全面改訂 「JAMP 管理対象物質」を削除

【 改 訂 履 歴 】

版数	改訂年月日	改 訂 内 容
第 13 版	2019. 05. 31	2-3. 梱包用部品・材料 2-2. から独立 4-1. 禁止物質 規制値についての表現を見直し 酸化トリブチルスズ (TBTO) 三置換有機スズ化合物に統合 ベンゼンアミン、N-フェニル、スチレン及び 2, 4, 4-トリメチルペンテンとの反応生成物 (BNST) から環境保護法から削除されたため禁止物質から削除 フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)、フタル酸ブチルベンジル (BBP)、フタル酸ジ-n-ブチル (DBP)、フタル酸ジイソブチル (DIBP) 適用期限を削除 ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩及び PFOA 関連物質 追加 4-2. 適用除外 5) BNST が禁止物質から外れたため削除
第 14 版	2020. 04. 30	4-1. 禁止物質：ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩及び PFOA 関連物質 適用開始より、注記削除 表 3 RoHS 適用除外例：更新 4-3. 管理物質：文書名誤記訂正
第 15 版	2021. 04. 30	I. 環境方針改訂 4-1. 禁止物質：米国 TSCA PBT 規制 5 物質追加 表 3 RoHS 適用除外例：更新
第 16 版	2022. 04. 30	4-1. 禁止物質： 米国 TSCA PBT 規制 5 物質 注記追加 ペルフルオロヘキサン-1-スルホン酸 (PFHxS) とその塩及び関連物質 追加 表 3 RoHS 適用除外例：更新 4-3. 管理物質 表 4 法規制、業界標準：追加
第 17 版	2023. 04. 30	4-1. 禁止物質： 1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ [12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン(テクロランプラス) 追加 (C9-C14)ペルフルオロカルボン酸(PFCAs) とその塩及び関連物質追加 長鎖(C9-C21)ペルフルオロカルボン酸(PFCAs) とその塩及び関連物質追加 ヘキサクロロベンゼン 追加 表紙改訂
第 18 版	2024. 04. 30	2-3. 梱包用部品・材料 の文言変更 →納入品を梱包する材料 3. グリーン調達の考え方 追加 項目追加によりNo.変更：3. →4. 用語の定義、4. →5. 管理基準 文言変更 HKD→当社 5-1. 禁止物質：リン酸トリス (イソプロピルフェニル PIP(3:1)) の特定用途に おける猶予期間削除
第 19 版	2025. 04. 30	I. 環境方針改訂 2. 2) 気候変動の配慮 の文言追加 表 1 9：「Deca-BDE」→「DecaBDE」 ハイフン削除 文書内文言統一 表 1 38：「UV-328」 追加 表 1 ※2「各均質材料(・・・)毎で」→「均質材料(・・・)毎で」 各を削除 二重表記を修正 5-2. 2)「適用除外を受ける用途 (表 3)」→「適用除外を受ける用途 (表 3 に代表例を抜粋)」へ変更 7(a) 「高融点ハダ」→「高融点はんだ」へ変更 当社表記統一 表 3 表題を「RoHS 適用除外例」→「RoHS 適用除外例 (代表例を 抜粋)」へ変更 当社に関連の深い適用除外の代表例だけを残して他は削除 項目名「RoHS 適用除外」→「RoHS 適用除外例」へ変更

【 改 訂 履 歴 】

版数	改訂年月日	改 訂 内 容
第 19 版 (続き)	2025. 04. 30	表 3 13(b)-II 「印象的な光学フィルターガラス」 → 「ストライキング 光学フィルターガラス」 へ変更 誤訳 表 3 13(b)-II 「この附属書の 39」 → 「この表 3 の 39(a)」 誤記 表 3 15(a) 「mm2」 → 「mm²」 へ変更 (3 ヶ所) 表 3 18(b) 「重量比 1%以下」 → 「1wt%以下」 へ変更 表記統一 表 3 18(b)-I 「重量%」 → 「wt%」 へ変更 表記統一 表 3 24 「ハタ」 → 「はんだ」 へ変更 (2 ヶ所) 当社表記統一 表 3 39(a) 「mm2」 → 「mm²」 へ変更 (3 ヶ所) 表 4 EU ELV 指令、EU RoHS 指令、EU POPs 規則、EU REACH 規則の官報番号, 付属書番号を削除 表 4 Authorisatiion → Authorisation へ変更 誤記